

京都大学	博士（法学）	氏名	井田 多美子（中村 多美子）
論文題目	不確実な科学的状況での法的意思決定		
（論文内容の要旨） 本論文は、1996年から現在まで続く、携帯電話基地局から発せられる電磁波によって健康被害が生じるおそれを根拠に人格権に基づく基地局建設の差止めを求める一連の民事裁判、いわゆる電磁波裁判31例を素材にして、科学はつねに動いており、科学でわからないことはつねに残るという科学者の常識と、科学は確実なものであるという多くの法律家の通念との相克のなかで、下級裁判所が、国際機関および国内の専門家委員会による科学的検討に依拠する現行（行政法令上の）安全ガイドライン、一連の裁判における弁護士の科学的知見に関する立証活動、ならびに科学者、科学技術者および医者による証言等との相関において、科学的知見を法的決定のなかにどのように反映して行くか、その細部の動態について未公表の裁判資料（著者がその一部の裁判の代理人または復代理人であったことによって入手が容易になった）をも利用して、科学的でないし科学技術的知見の裁判への取り込みの困難さを具体的に明らかにしながら、綿密に記述し、法哲学・法社会学的観点から分析検討するものである。 序章および第1章では、「現代型科学裁判」の新しい類型である電磁波裁判を田中成明のいう「現代型訴訟」の特徴を備えるものと同定した上で、現代型科学裁判の特殊性として、科学も法も不確実な状況で展開されることが主張される。「携帯基地局からの高周波被曝による健康影響のおそれ」という既存事件ストックに存在しない論点にかかわる電磁波裁判との関係では、電磁波による健康への悪影響を同じく問題にしながらも、先行する事件で提起された争点と裁判所による回答を考慮しつつ、各裁判における争点および弁護士の主張立証活動も、裁判所による決定・判決も変容しつつ次第に収束し、また新たな科学的不確実性および法的不確実性が生じるというかたちで展開し、各裁判は形式上は独立であるが、一連の裁判の全体としては、時間的経過のなかで、関連する争点について分担審理するかのような実相を呈しているのであり、このようないわば「集合的」法的意思決定のあり方を具体的に実証するのが本論文の主要目的であることが表明される。また、そのような裁判の動態が生じる原因として、同一の問題について重複審理を避ける裁判所の傾向と、裁判所の判断傾向を予測しつつ対応する弁護士の戦略的思考様式が挙げられる。そのような戦略的思考の一環として、弁護士がまずは保全処分の申立てという戦術に出た背景についても説明されている。 第1章ではそのほか、電磁波裁判の科学的背景と社会的背景について説明された後、電磁波裁判が現代型訴訟の新しい一類型であることを示すものとして、電磁波裁判における当事者以外の潜在的関与者にどのようなものがあるか			

が明らかにされる。そのようなものとして、市民運動団体、携帯電話事業者および関連官庁のほかに、科学技術研究者、法学研究者ならびに他の事件の弁護士および裁判官が挙げられている。

第2章では、電磁波裁判と直接かかわる法令が電波法の下にある電波防護指針であることがその成立の背景および性格を含め詳細に解説された上で、科学技術的専門知識をもたない裁判所が電波防護指針の科学的根拠よりも、むしろその正統性あるいは権威を問題にし、専門家からなる国際委員会の提言およびそれを反映した国内専門家の答申に基づくがゆえにその指針に正統性ありと判断し、事業者がその基準を遵守している以上、住民側主張は、科学的知識が欠如していることによる単なる危惧にすぎないとして一蹴した初期の保全処分申立て却下決定が取り上げられる。その際、著者は、裁判所の法的・科学的理由づけが、電磁波のなかでも電離放射線（ α 線、 β 線、 γ 線、 x 線等）または超低周波（いわゆる電灯線周波数がこれに属する）は危険であるが、両者の中間にあるいわゆる「電波」（携帯電話で使用する電波も含む）は安全であるという二分法（著者のいう「法ドグマ」）で処理したが、科学的には、普通の電波が基準をみたしているかぎり安全であるということではなく、まだわからない、あるいは危険であることに現時点では科学的確証がない、ということにすぎないということを指摘する。第2章ではそのほかに、初期の保全決定において、差止請求の要件事実が抽象的危険性では不足、具体的危険性の高度の蓋然性へと収束していったことについて科学における可能性と確率との対応関係によって説明される。

第3章では、一連の本案裁判における科学的証拠の扱い、および新たな法ドグマの出現（「電波」のなかに高周波、超低周波、静磁界があり、他の二つはともかく高周波は問題ないという論法）について説明した上で、専門家証人の証言の弁護士および裁判官による取扱いについて具体的に論じられる。そこでは、科学はつねに動いており（アメリカにおける「裁判と科学」研究の先駆者 Sheila Jasanoffのいう Science in Action）、高周波が人間の健康に影響がないという科学的判断はその時点での科学的確証の問題にすぎず、また、安全かどうかは純粋に科学的問題ではなく、価値判断であるにもかかわらず、弁護士は、その反対尋問において、科学者証人に対して安全か危険かという回答を求めたり、科学者証人その人やその人が支持する科学的論文・提言の権威を失わせようとする、科学的には無意味で、訴訟戦略的には有効かもしれない戦術を使うことが科学リテラシーの問題も含め、批判的に明らかにされる。また、法律家からみれば、同じように思われる科学者（理学系）、科学技術者（工学系）、医者、疫学者が同じ問題について解答を異にする事実がその背景も含め指摘される。

第4章では、同種の一連の電磁波裁判が、地裁保全決定から地裁本案判決を経て、高等裁判所判決に至るにつれて、弁護士および裁判官の学習を通じ、微妙に争点と決定内容を変容させつつ、最終的に（とりあえずその時点で）どのような要件事実へと収斂して行ったかが、科学的証拠・証言および裁判所によ

るその評価との関連で明らかにされる。この時点では、裁判官は、高周波であるから安全であるという単純なドグマをもはや採用せず、危険の可能性は認めるものの、住民側が提出する最新の科学研究の「科学的」問題点を素人的に指摘するとともに、結局のところ、住民側において具体的健康被害発生の高度の蓋然性の証明がないという法律論をたてに差止め請求を退けることになる。

第5章では、以上で取り上げた電磁波裁判において、科学と法の協働がうまく行かず、科学的に不毛で無意味な議論がなされ、裁判官が科学について判断する必要があるにもかかわらず、当然ながらその能力に欠けるという現状において、法律家と科学者の協働の必要性和可能性についていくつかの積極的提言がなされている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、いわゆる電磁波裁判を素材にして、科学はつねに動いているという科学者の常識と科学は確実なものであるという法律家の通念との相克のなかで、科学的研究に依拠する現行安全ガイドライン、一連の同種裁判における弁護士の科学的知見に関する立証活動、ならびに科学者、科学技術者および医者による証言等との相関において、科学的知見を法的決定のなかにもどのように反映して行くか、その動態について未公表の裁判資料をも駆使して、科学的・科学技術的知見の裁判過程への取り込みの困難さを具体的に明らかにしながら、法哲学・法社会学的観点から記述・分析・検討するものである。

Shiela Jasanoffの先駆的業績『法廷における科学』（1997年）以降、「裁判と科学」分野でまず注目が集まったのは、法律家の科学リテラシーの問題である。本論文においても、その問題が扱われており、裁判官は、よく勉強し電磁波に関し相当な理解度に達する一方で、住民側に有利な生体への悪影響を示唆する諸研究については、異論があるということのみを根拠に退けるという非科学的判断を行った事実が明らかにされている。

著者には、科学者と法律家の協働によって、そのような現状の改善を図りたいという希望もあるが、本論文の中心テーマは、現代型訴訟の一類型としての科学裁判、そのまた一類型としての電磁波裁判の分析を通じて、現代型訴訟が判決に結実する前にどのような形で動くかということ明らかにすることにある。保全手続に始まる一連の個々の裁判が、それぞれに背後に潜在的または顕在的アクターとしての同僚を抱えた弁護士と裁判官のいわば「対話」のなかで、全体として大きな裁判の分担審理の様相を時間的経過のなかで呈してゆく動態の記述は本論文の圧巻である。差止め請求を退けるという結論は変わらないものの、裁判所は最初、携帯基地局からの電波による健康被害など、事業者側は法令を遵守しているのだから杞憂にすぎないと片づけていたが、最終的には、基地局から発せられる電波が健康被害を発生させる可能性はあるということまでは認め、住民側において当該電波塔からの電波による具体的危険の高度の蓋然性の証明がないという要件事実論として問題を処理するようになったのである。叙述の仕方に改善の余地はあるものの、このような現代型訴訟の実相を、具体例を用いてこれほど詳細に明らかにした業績はほかに例がなく、学界に対する貢献は頗る大きい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。なお、平成24年2月6日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。